

## よりよい高校生活をおくるために

以下は、本校での学校生活をより充実させるために最低限守ってほしいルールやマナーを示したものです。一つひとつの内容を十分に理解し、日常生活の中でこれを実践し、よりよい集団を作ると共に、社会の発展に寄与するための素養を身につけるように努めましょう。

### 1 生活全般

- (1) 南陽生としての誇りと自覚を持ち、社会や地域の期待に応えられるよう責任ある行動をとること。
- (2) 人と接するときには、お互いの人権と人格を尊重すること。
- (3) 他人に対する暴言・暴力行為は決してしてはならない。

### 2 服装・頭髪について

- (1) 校内、登下校、校外における特別活動、部活動等本校生徒として行動する際には、制服を着用すること。
- (2) 制服を变形させてはならない。
- (3) 上着の左襟に本校の徽章を付けること。
- (4) 夏期（基準日5月中旬～10月下旬）は、指定の長袖又は半袖のブラウス、カッターシャツを着用すること。冬期（基準日11月初旬～5月中旬）は、上着・リボン・ネクタイを着用すること。
- (5) 厳寒期には、防寒のためセーターを着用してもよい。ただし、ネクタイ・リボンの着用が見えるVネック・セーターであり、無地の白・黒・紺・グレーのいずれかとし、ワンポイントは可とする。（防寒用コート、マフラー、手袋の詳細は2学期に案内する）
- (6) 靴下は白・黒・紺・グレーの無地とし、ワンポイントは可とする。
- (7) 頭髪の加工および過度の变形を禁止する。
- (8) 化粧（マニキュア・口紅・カラーリップ・付けまつげ等）及び装身具（ピアス・イヤリング・ネックレス・ブレスレット等）の着用を禁止する。
- (9) やむを得ず制服を着用することができない場合は生徒指導部に異装届を提出し許可を受けること。
- (10) 体育の授業は体操服で受けること。体操服で他の授業に出てはならない。

### 3 バイク等の禁止

- (1) 在学中に、自動車（自動二輪車）及び原動機付自転車の免許を取得してはならない。
- (2) バイク等（自動二輪車及び原動機付自転車）に乗ってはならない。
- (3) バイク等を購入してはならない。
- (4) バイク等に乗せてもらってはならない。

### 4 所持品

- (1) 制服・衣類・教科書等所持品には氏名を明記し、紛失しないよう心がけること。

- (2) 華美・高価な物品や学習に不必要なものは校内に持ち込まない。
- (3) 学校が許可している電子端末以外は、電源を切り各自で保管すること。なお、携帯電話・スマートフォンは許可された時間内の学習や部活動等に関する使用を認める。
- (4) 貴重品はS HR時に担任に預ける又は各教科の担当の教員に預けるなど、保管には十分に注意すること。
- (5) 校内において金銭・物品等を紛失・取得した場合は、直ちに関係の教職員に報告すると共に、生徒指導部に届け出ること。

## 5 登下校及び外出等

- (1) 登下校の際は、交通法規と交通道徳を守り、事故のないよう安全に留意し、他人に迷惑をかけないように心がける。イヤフォンやスマートフォンを使用しながら登校しないこと。
- (2) 外出するときは、目的・行先・帰宅時刻等を保護者に知らせておくこと。
- (3) 保護者の承認を得ない外泊は禁止する。
- (4) J R割引乗車証の交付を願い出るときは、旅行届・学割証交付願用紙に必要事項を記入し、担任及び生徒指導部の許可を受け、生徒証を添えて前日までに事務室に申し込むこと。交付までの手続きは以下のとおりとする。
  - ア 「旅行届」用紙・「学割証交付願」用紙（事務室）受領
  - イ 必要事項記入・保護者→ 担任へ提出（担任押印）→ 生徒指導部へ提出（生徒指導部押印）
  - ウ 「学割証交付願・生徒証」→ 事務室へ提出→ 「学割証」交付（事務室）

## 6 アルバイト

- (1) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずアルバイトをする場合は、保護者の承認を得た上、アルバイト許可願を学校に提出すること。
- (2) 次の場合は許可しない。
  - ア アルコールを伴う接客業の場合
  - イ 危険を伴う場合
  - ウ 夜間業務の場合（20時までを許可条件とする）
  - エ 宿泊を伴う場合
  - オ その他当該業務が教育上好ましくない場合

## 7 自転車通学

自転車通学を希望する者は、以下の手続きを経て許可する。

- (1) 自転車通学願の提出  
希望者は、所定の「自転車通学許可願」を提出する。なお、学期途中に通学方法を自転車通学に変更する場合、所定の用紙に必要事項を記入の上、生徒指導部に提出すること。
- (2) 自転車通学の許可  
許可願を審査の上、許可した者に許可証及び許可ステッカーを交付する。
- (3) 自転車通学上の遵守事項

- ア 自転車後部反射灯の下に許可ステッカーを貼付すること。
- イ 校内では、所定の自転車置場に置き、施錠すること。
- ウ 道路交通法をはじめ関係法規を遵守すること。(傘さし、二人乗り、並進、ながらイヤホン・スマートフォンの使用等危険な運転をしないこと。)
- エ 整備された自転車で通学すること。
- オ 自転車の貸借をしないこと。

以上の規定に違反した者は、自転車通学許可を取り消すことがある。

## 8 その他

- (1) 学校内で金品募集、物品販売等をしてはならない。
- (2) 登校後は、放課後まで許可なく校外へ出てはならない。
- (3) 休業日は、教員の許可及び監督がなければ登校してはならない。
- (4) 氏名・住所・保護者等の異動があった時は、直ちに教務部に届け出ること。
- (5) 風紀上好ましくない場所に入入りしない。
- (6) 飲酒・喫煙など法に抵触する行為をしてはならない。
- (7) 菓子類を校内で食べてはならない。